

第一号様式 (1)

大量保有報告書 (法第27条の23第1項に基づく報告書)
 変更報告書 No.14 (法第27条の25第1項に基づく報告書)
 関東財務局長 殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	14	A	510

氏名又は名称 弁護士 青木 邦夫 報告義務発生日 平成14年10月4日
 東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルヂング410号
 住所又は本店所在地 東京青山・青木法律事務所 平成14年10月8日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本軽金属株式会社	会社コード	5701	頁 / 総頁	1 / 3
		※ ① 上場	2 店頭		
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	提出者及び 共同保有者の総数			1名
本店所在地	東京都品川区東品川2丁目2番20号	提出形態			※ 1 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (外国会社))					
フリガナ (カタカナ)	アルキャン ニッケイ アジア ホールディングズ リミテッド				
氏名又は名称	Alcan Nikkei Asia Holdings Ltd.				
フリガナ (カタカナ)	バミューダ島、ハミルトン、シーダー・アベニュー41、シーダーハウス				
住所又は本店所在地	Cedar House, 41 Cedar Avenue, Hamilton, Bermuda				
フリガナ (カタカナ)	フリガナ (カタカナ)				
旧氏名又は名称	旧氏名又は名称				
フリガナ (カタカナ)	フリガナ (カタカナ)				
旧住所又は本店所在地	旧住所又は本店所在地				
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
職 業			勤務先住所		
法 人	設立年月日	1996年11月20日	(フリガナ)	デイリー・E・スーザ	代表者役職
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	Gary E. Sousa	取締役
事 業 内 容	投 資 業				
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルヂング410号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 名村 泰三				
	電話番号	03 (3403) 5281			

3 保有目的

アルミ会社への投資

第一号様式 (1)

発行会社の会社コード 5701

頁 / 総頁 3 / 3

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 Alcan Nikkei Asia Holdings Ltd.

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約
該当なし

7 保有株券等の取得資金
(1) 取得資金の内訳
自己資金額 (千円) T 借入金額計 (千円) U

その他 (具体的に)
Alcan Nikkei Asia Holdings Ltd. 株式1,136,474株 (額面総額113,647,400ドル)
その他金額計 (千円) V

取得資金合計 (T+U+V) (千円) Alcan Nikkei Asia Holdings Ltd. 株式1,136,474株 (額面総額113,647,400ドル)

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業 績	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借入目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **ALCAN NIKKEI ASIA HOLDINGS LTD.**, a corporation organized and existing under the laws of Bermuda and having its registered office at Cedar House, 41 Cedar Avenue, Hamilton, Bermuda (the "Corporation"),

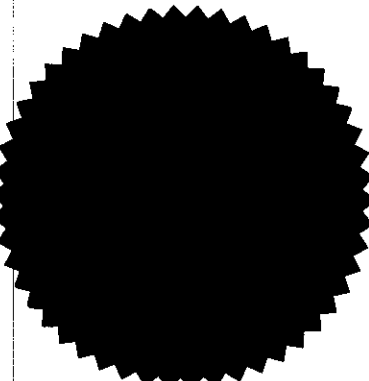
HEREBY CONSTITUTES AND APPOINTS

KUNIO AOKI and HIROYOSHI KUROMARU, both attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office, Tokyo, both being residents of Japan, as the attorneys-in-fact and agents of the Corporation, each with full power to act without the other, to

- (1) Execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, on behalf of the Corporation, the Amendment to Bulk Holding Report in the Japanese language, in accordance with the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948) in relation to the Corporation's holding of shares of Common Stock, etc. of Nippon Light Metal Company, Ltd.; and
- (2) Represents the Corporation in all other acts relating to such Report.

IN WITNESS WHEREOF the Corporation has caused this power of attorney to be executed and its corporate seal to be hereunto affixed this 30th day of August 2002.

ALCAN NIKKEI ASIA HOLDINGS LTD.



Gary E. Sousa

Gary E. Sousa
Director

Diana Martin

Diana Martin
Secretary

(日本語訳)

委任状

バミューダ島の法律に基づいて設立され現存する法人で、その登録事務所をバミューダ島ハミルトン、シーダー・アベニュー41、シーダー・ハウスに有するアルキャン・ニッケイ・アジア・ホールディングズ・リミテッド（以下「当社」という。）はここに、日本国の居住者であり、東京の東京青山・青木法律事務所の弁護士である青木邦夫および黒丸博善を、各々が単独に次の事項を行う完全な権限を有する当社の代理人に任命する。

- (1) 当社の日本軽金属株式会社普通株式等の所有に関し、日本国の証券取引法（昭和23年法律第25号）に従って、当社に代わり日本語による大量保有報告書の変更報告書を作成し、これを日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記の報告書に関するその他の全ての事項につき、当社の代理を行うこと。

上記の証として、当社は本委任状に署名させ、その社印を押捺せしめた。

2002年8月30日

アルキャン・ニッケイ・アジア・ホールディングズ・リミテッド

取締役 ゲイリー・E・スーザ (署名)

秘書役 ダイアナ・マーティン (署名)

(社 印)

以上、正訳いたしました。

東京青山・青木法律事務所

弁護士 青木邦夫

